

平成 20 年 4 月 30 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006 年度～2008 年度
 課題番号：18530050
 研究課題名（和文） 来日外国人犯罪に関する総合的研究—国際協力の視点から
 研究課題名（英文） Study on Crimes Committed by Foreign Nationals Visiting Japan
 —from the point of view of international cooperation
 研究代表者 木村 光江（KIMURA MITSUE）
 首都大学東京大学院 社会科学研究科 教授
 研究者番号：50169942

研究成果の概要（和文）：

本研究では、来日外国人犯罪の現状の把握と対策、出入国管理の変遷、来日外国人犯罪における国際協力のありかたを検討した。その結果、(1) 出入国管理体制の変化に伴い、外国人人口が急増し、それに伴い不法滞在者が増加し、入管法違反のみならず刑法犯も増加したこと、(2) 来日外国人犯罪の増加が特に著しかった地域は、外国人就労者を多く雇用している企業が集中している地域であったこと、また(3) 捜査共助、犯罪人引渡も相当数行われていることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

This research examined the present condition of crimes committed by foreign nationals visiting Japan, measures and changes of immigration control, and the international cooperation concerning crimes committed by those people. The following things became clear as a result of the examination. (1) The populations of foreigners increased rapidly with change of immigration control organization, and illegal immigrants increased in number in connection with it, and not only the violation of Immigration Control Act but also criminal offenses increased with it. (2) Especially the areas where increases in crimes committed by foreign nationals visiting Japan were the areas where many companies employing many foreign workers exist. And (3) international cooperation of many criminal investigations and deliveries of offenders are carried out.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
18年度	1,400,000	0	1,400,000
19年度	1,300,000	390,000	1,690,000
20年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	600,000	4,000,000

研究分野：刑事法学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事法学，外国人犯罪，出入国管理，組織犯罪，司法共助，代理処罰，来日外国人，不法滞在

1. 研究開始当初の背景

(1)来日外国人犯罪に関して、従来より一定の研究はあったものの、単に「増加傾向にある」という指摘や、「来日外国人犯罪はねつ造されたものである」とする批判など、必ずしも十分な実態把握がなされていないことによる議論の混乱があった。

(2)そこで、平成に入り数の上では急増した来日外国人犯罪の実態を把握することが必要であり、また数だけでなく質（犯罪の種類）にも注目する必要があると考え、本研究に着手した。

2. 研究の目的

(1)まず、来日外国人犯罪の現状把握を目的とした。特に数だけでなく、地域的な特色や犯罪類型の特色など質的な特色についても分析することとした。

(2)次に、不法滞在者と来日外国人犯罪との関係に着目し、出入国管理体制の変遷と来日外国人犯罪の関係について解明することを目的とした。

(3)さらに、来日外国人の国籍の多様化に伴い、国際協力体制の必要性が大きくなることに着目し、司法共助の現状とあり方についても検討することとした。

3. 研究の方法

(1)来日外国人犯罪の実態把握については、統計を用いるほか、警察庁、警視庁、県警察等の協力を得て実施する。

(2)出入国管理体制の変遷については、法制度の変遷のみならず、それをもたらした社会現象についても統計等を用いて分析する。

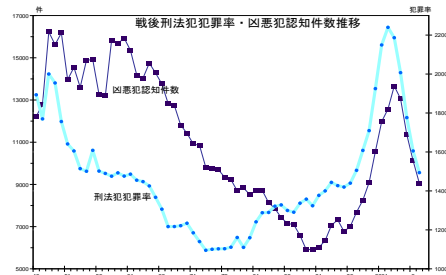
(3)司法共助については、刑事共助条約の締結国のみならず、その他に諸国との関係についても分析する。

4. 研究成果

(1)来日外国人犯罪の実像

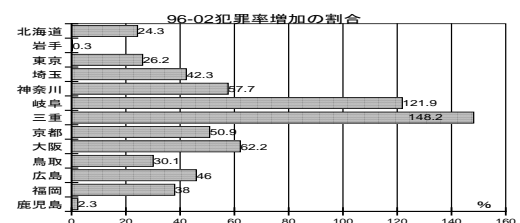
①犯罪の増減と地域の特色

平成に入り、犯罪の発生状況は激しく増減した。戦後、最も刑法犯の発生件数が少なかった1973年の1,190,534件から、2002年には2,863,769件へと140%も増加した。

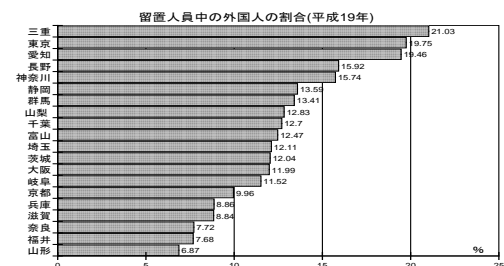


しかし、2003年には増加が止まり、2004年には6.9%、05年には11.5%、06年には9.6%、07年には6.9%と、急速に犯罪発生件数が減少した。激減の原因は、地域安全活動の推進等をはじめ、ストーカー対策の促進、DV事案への対応などの、国全体での取組が効を奏したと考えられる。

ただ、注目すべきなのは、犯罪の減少が全国で一斉に認められたのに対し、それに先立つ犯罪の増加は、地域によってかなりの差異があった点である。1996年から2002年の間に、全国の犯罪率は1439.7から2239.4へと55%増加した。しかし、その間でも岩手や鹿児島などはほとんど増加していない。他方、三重は148.2%、岐阜は121.9%も増加しており、中京地方の増加が著しかった。



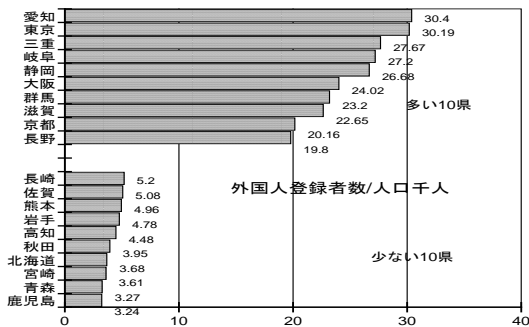
特に、三重県は留置人員の中で来日外国人の占める割合が最も高く、2007年において20%を超えていたのは三重だけであった（ただし、2006年までは東京の外国人留置人の割合も30%を超えていた）。



②三重県の外国人登録者の特色

留置人員における外国人の割合が高いことが三重県の特色であるが、その背景として、三重県内の外国人の状況を把握することが重要である。

2007年12月末現在の三重県の外国人登録者数は51,638人で過去最高を更新し、県内総人口に占める外国人の比率は2.7%と、全国第3位の数字である。この数字は10年前の1.92倍、「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」とする)改正前の1989年の4.95倍となっている(この変化が入管法改正によるものであることは後述(2))。

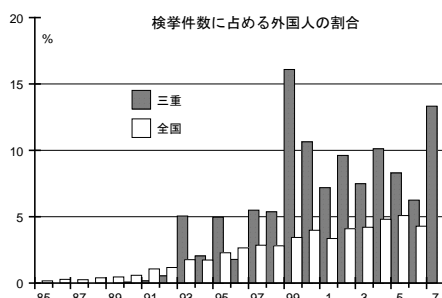


また、三重県の外国人登録者数(2007年)を国籍別にみると、ブラジルが21,338人で41.3%を占め、以下、中国、韓国または朝鮮、フィリピン、ペルーと続いており、この5カ国で全体の87.4%を占める。特に全国平均では14.7%であるブラジル人が三重県に多く在住しているという特色がある。

③三重県の治安悪化と外国人犯罪の状況

三重県の犯罪率は、1990年から2002年までの間に2.5倍に増加し、わが国で最も高い増加率であった。その原因は1つではないが、外国人の大量の流入が影響していることは否めない。なぜなら、日本全体の検挙件数中の外国人犯罪の割合は約4%であるのに対し、三重県では1999年に16%を超え、その後も10%前後を占めているからである。

三重県警におけるヒアリングからは、外国人の流入は県内の自動車産業、電気産業の好況がもたらしたものと分析することができる。「外国人人口の増加＝外国人犯罪の増加」という単純な図式を描くことはできないが、そもそも人口が増加すれば犯罪が増加することも当然の帰結である。



④自販機荒らしと部品盗

三重県警における調査では、犯罪の増加期に自販機荒らしと部品窃盗が目立ったことが判った。それぞれ、全国の認知件数の平均の約2~4倍の数値を示した。これが1998年からの三重県の犯罪認知件数の急増に影響を与えた。警察における調査では、特に、車上狙いと部品等についてブラジル人、ペルー人の関与する傾向がみられること、また自販機荒らしについてはトルコ人が関与する傾向がみられることが指摘された。

県警の外国人犯罪一般に対する対策の他、両手口の窃盗犯に対する対応を行ったことが、2003年以降の犯罪数減少に大きく寄与した。

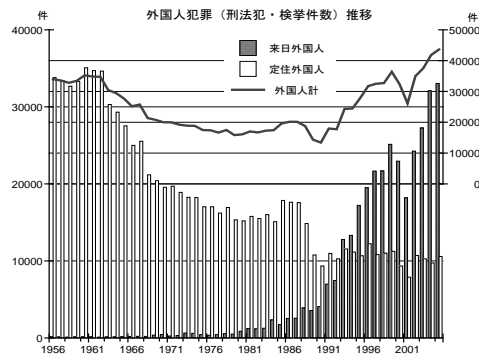
⑤小括

三重県の経験は、日系の来日外国人の増加であっても、事実上の「単純労働者」の受入れがいかにか地域に大きな影響を与えるかを示している。外国人が日本人に比して犯罪化傾向が強いなどということはあるが、劣悪な派遣労働などで働く中で、母国へ仕送りをし、さらに子弟の教育を全うすることは非常に困難を伴うことは否めない。何よりも生活環境の整備が必要とされる。

(2)出入国管理体制の変遷と来日外国人犯罪

①定住外国人から来日外国人へのシフト

我が国の外国人犯罪は、1990年代以降、質的に大きく変化した。戦後一貫して外国人犯罪は減少してきたが、1990年代に入ると増加に転じた。そして、この増加の原因として挙げられるのが「来日外国人」を主体とする犯罪の増加であった。

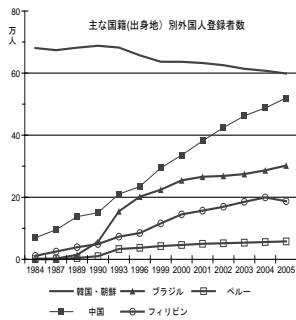
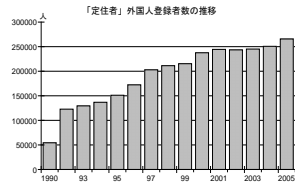


1990年代に来日外国人犯罪の急増が始まった原因は、出入国政策の大転換により、外国人登録者数が急増したことにある。入管法は、平成元(1989)年に大幅改正を行い、入国審査手続の簡易・迅速化、不法就労外国人対策とともに、当時の経済界の強い意向を受けて、在留資格の拡大を行った。

②「定住者」の受入れ

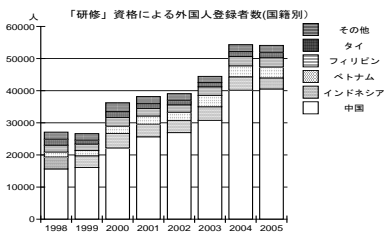
在留資格の拡大の中でも特に重要なのが、

「永住者の配偶者等」, 「定住者(日系二世, 三世が含まれる)」の在留資格を設けたことである。我が国では, 現在に至るまで単純労働者の受入は認めていないが, これらの資格については活動制限がなく, 事実上の「単純労働」を含む就労目的の在留資格が認められたことになる。この在留資格を根拠に, 1990年以降, 中南米諸国からも多数の日系人が入国した。



③「留学・就学」「研修」資格での入国者 平成元年の改正では, 留学(大学相当の教育機関での学習)に加え, 新たに「就学」資格(いわゆる「日本語学校」等を含む)を設けた。留学生・就学生は一定の時間内で資格外活動としてのアルバイトが認められており, これが認められた者は, 1990年に約1万人であったものが1992年に3万人を突破し, 2004年には10万人を超えるまでになった。

また, 「研修」の在留資格も大幅に増加した。「研修」の在留資格も, 「実務研修」と称するものの, 事実上の安価な労働力として機能している側面は否めない。



外国人労働者の増加は, 就労目的での入国者のみならず, 日系人, さらにアルバイト学生によりもたらされていることが判る。日系人, 留学生・就学生, 研修生に対して幅広く入国を認める政策転換を図ったのが平成元年の入管法改正であったが, 在留外国人数が増加すれば, 単純に数が増えることだけを理由としても, 外国人犯罪が増加するのは当然であった。

④来日外国人犯罪(刑法犯)の特色

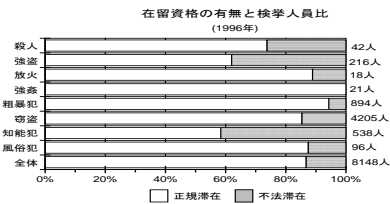
刑法犯については, 来日外国人が犯す割合の高い犯罪は特定されている。全刑法犯の検挙人員の約2%が来日外国人であるが, 特に高い割合を示すのが偽造罪であり(2006年の検挙人員で18.6%), 殺人罪(同6.5%), 強盗罪(同3.4%)といった凶悪犯の割合も高い。

また, 出身国によって, 検挙される犯罪類型に特色がある。強盗罪は中国・ブラジル, 侵入窃盗は中国・コロンビア, 自動車盗はブラジル・パラグアイ, 支払用カード偽造は中国の出身者の割合が高い。来日外国人犯罪では特に共犯関係が多く発生しており, 来日外国人犯罪として一括りにするのではなく, 罪種別, 出身国による対策が必要である。

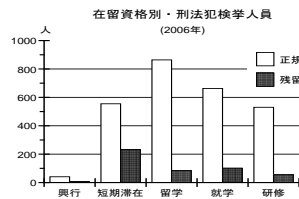
⑤不法残留・不法在留と外国人犯罪

不法残留(在留期間経過後に残留)や不法在留(密入国や偽造旅券等により入国し, そのまま在留)は, それ自身が入管法違反の罪であるが, これらの者がその他の刑法上の犯罪を犯す割合も少なくない。

殺人, 強盗, 知能犯(偽造罪が含まれる)については, 特に不法滞在者による割合が高い。従って, 特に来日外国人犯罪の凶悪犯を抑止するためには, いかに不法滞在者を少なくするかが有効な方法の1つである。



もともと, 全体としては不法滞在者よりも正規滞在者の方が検挙人員は多く, また不法滞在者の中では不法残留者が多い。すなわち, 何らかの正規の在留資格を取得して入国した者が犯罪を犯していることになる。

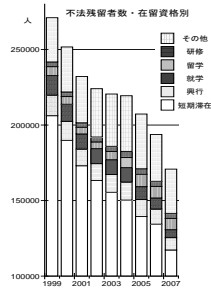
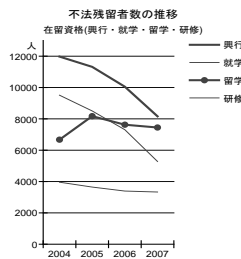


特に, 短期滞在のほか, 留学・就学, 研修の在留資格を有する者についても相当数の検挙人員があることは無視できない。もともと学習, 研修の意欲を持って入国した者が, 何らかの事情で犯罪を犯すに至る場合の他, もともと本来の在留資格とは異なる目的での入国者も少なくないとの指摘もある。留学生, 研修生の受入れ拡大の政策には, そのための体制整備が重要であることはもちろんであるが, 厳格な入国審査も求められるべきである。

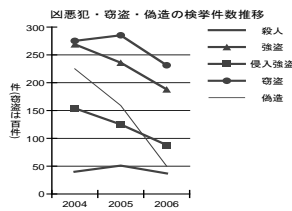
⑥平成 16 年入管法改正とその影響 本改正は、不法滞在者、特に不法残留者が凶悪犯の検挙人員に占める割合が高いことから、特に不法滞在者対策を眼目とした。

改正の効果は、改正直後から、不法残留者の減少、退去強制者の増加という形で現れた。しかも、特に問題のあった就学、興行の資格の不法残留者の減少が著しく、法改正が効果的に働いたといえよう。

不法滞在者の減少に伴い、来日外国人犯罪の刑法犯検挙人員(特に凶悪犯)も大幅に減少した。



⑦小括 不法滞在者の減少に伴い、来日外国人犯罪の減少の1つの要因となった。入管の人員増強、入管出張所の増設など、より徹底した入管政策が効を奏したものと見える。



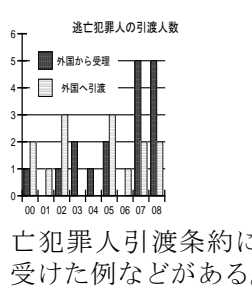
しかし、来日外国人の刑法犯検挙者の内、強盗の6割、殺人の7割、全体でも8割以上の者が、いわゆる正規滞在者により占められている。安価な労働力を来日外国人に求めるといった従来の産業界のあり方は、まさに日本に溶け込めない来日外国人を多数生じさせた。今後必要とされるのは、何よりも来日外国人の生活の安定であり、日本語教育、職業訓練、家族のための施策、子弟の教育を重点的に行う必要がある。

(3) 司法共助のありかたについて

①伝統的な国際刑事司法共助 国外への犯罪者の逃亡は増加しており(平成20年で外国人633人、日本人142人)、逃亡犯罪人の引渡し等の国際協力はますます必要性が高まっている。

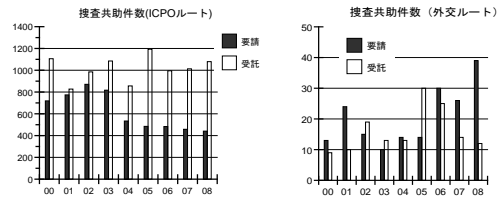
伝統的な国際刑事司法共助には、(ア)犯罪人引渡しと(イ)刑事司法共助とがある。(イ)は、関係国の司法当局を介して行われる文書の送達、情報提供、証拠の収集等を指し、「捜査共助」(捜査機関)と「狭義の司法共助」(裁判所)とがある。

②犯罪人引渡し 犯罪人の引渡しに関しては、「日米逃亡犯罪人引渡条約」(昭和55年発効)及び「日韓逃亡犯罪人引渡条約」(平成14年発効)がある。



このほか、事実上、国際礼譲として行われる場合もある。件数は少ないものの、東京都内で強盗殺人事件を起こし韓国に逃亡した者を日韓逃亡犯罪人引渡条約に基づき身柄の引渡しを受けた例などがある。

③捜査共助 捜査共助に関しては、ICPO(国際刑事警察機構)ルートと外交ルートとがある。件数ではICPOルートが多数を占めており、情報・資料の交換が迅速に行えるという点でICPOルートは優れているが、証拠物の収集等については、外交ルートを用いる必要がある。



また、日米刑事共助条約(平成18年発効)、日韓刑事共助条約(平成19年発効)、日中刑事共助条約(平成20年発効)があり、さらに、平成20年には香港と、21年にはロシアとの間で刑事共助協定に署名した。共助条約による場合には、外務省を通さず、直接相手国の中央当局(米国であれば米国司法部)と交渉することが可能であり、時間短縮が図れる。また、一般的に共助には双罰性が必要とされるが、日米刑事共助条約についてはこれを必要としないとする規定も設けられている(条約1条4)。

③代理処罰 我が国で犯罪を犯した被疑者が逃亡先の国において、国外処罰規定の適用を受けて処罰されるものをいう。中国、韓国、ブラジルなどの例がある。本来は、引渡しを求めて我が国で処罰すべきであろうが、引渡しを望めない場合や、再入国する可能性がない場合などは、代理処罰を求めることが現実的であろう。

④小括 国際共助は、捜査共助、司法共助、逃亡犯罪人の引渡し、代理処罰等様々な段階でなされている。また、近年は、外国に対する捜査共助要請が増加傾向にあり、しかも相手国の数が増える傾向にある(従来は、米・韓が中心であったが、中国、香港のほか、ロシア、中東やアジアの各国への要請も増えて

いる)。

来日外国人犯罪は組織的になされることが特に多く(平成20年の検挙件数において、日本人では8割以上が単独事件であるのに対し、来日外国人犯罪の場合は6割以上が2人組以上で、4人組以上も25%を超える)。組織による犯罪であればあるほど、より一層、多国間での共助体制の整備が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計10件)

- ① 前田雅英, 日本の治安—これからの10年, 警察政策, 査読無, 11巻別冊(2009), 21-78
- ② 前田雅英, 中国の青少年保護育成条例について, 都市政策研究, 査読無, 3号(2009), 3-40
- ③ 前田雅英, 外国人犯罪の実像—三重県の調査から, 法学会雑誌, 査読無, 49巻2号(2009), 1-28
- ④ 木村光江, 消費者保護と刑法, 警察学論集, 査読無, 61巻12号(2008), 1-20
- ⑤ 木村光江, 詐欺罪と匿名性, 法学会雑誌, 査読無, 49巻1号(2008), 117-133
- ⑥ 前田雅英, 地域社会の力と犯罪予防, 犯罪と非行, 査読無, 158号(2008), 5-19
- ⑦ 前田雅英, 平成の社会と刑事法理論の変化, 警察学論集, 査読無, 60巻11号(2008), 27-59
- ⑧ 木村光江, 来日外国人犯罪と入管法改正, 法学会雑誌, 査読無, 48巻2号(2008), 41-78
- ⑨ 木村光江, 経済活動と刑事的規制, 刑法雑誌, 査読無, 47巻2号(2008), 64-71
- ⑩ 前田雅英, 戦後実務の量刑の変化と量刑論, 法曹時報, 査読無, 59巻10号(2007), 1-19

[学会発表] (計1件)

- ① 木村光江, 共同研究・企業活動と刑法, 日本刑法学会第85回大会(2007.05.26), 名城大学天白キャンパス

[図書] (計4件)

- ① 前田雅英, 条解刑法(第2版), 弘文堂, 2007, 848
- ② 前田雅英, 量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究(司法研究報告書), 司法研修所, 2007, 223
- ③ 前田雅英, 犯罪認知件数の減少と刑事政策, 犯罪の多角的検討, 有斐閣, 2006, 251-269
- ④ 木村光江, 性的自由に対する罪の再検討, 犯罪の多角的検討, 有斐閣, 2006, 63-84

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 光江 (KIMURA MITSUE)
首都大学東京・法科大学院・教授
研究者番号: 50169942

(2) 研究分担者

前田 雅英 (MAEDA MASAHIDE)
首都大学東京・法科大学院・教授
研究者番号: 60009842

亀井 源太郎 (KAMEI GENTAROU)
慶應義塾大学・法学部・准教授
研究者番号: 90605409

堀田 周吾 (HOTTA SHUGO)
駿河台大学・法学部・専任講師
研究者番号: 30881437